

# 三種町スポーツ・文化栄誉賞授与基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、スポーツ及び文化活動において優れた成果を挙げ、三種町のスポーツ及び文化の向上と振興に関し、特に功績が顕著な者を顕彰する栄誉賞を授与するため必要な事項を定める。

## (授賞区分及び対象者)

第2条 授賞は小学校児童以上で三種町に住所を有する者又は高等学校、大学へ入学のため町外転居中の者、若しくは町外の者であっても町内所在チームに在籍している者を対象とし、次の区分によって実施する。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでないものとする。

### (1) スポーツ栄誉賞

#### (一) 町長賞

- イ 国際大会で6位以上に相当する成績をおさめた者（チームのメンバーを含む）
- ロ 全国大会で優勝した者（チームのメンバーを含む）

#### (二) 教育委員会賞

- イ 全国大会で準優勝及び3位の成績をおさめた者（チームのメンバーを含む）
  - ロ 全県及び東北大会等で優勝した者（チームのメンバーを含む）
  - ハ 全県規模以上の大会で大会記録を更新した者
- ただし、ロ、ハの場合において、大会規模等を考慮し、奨励賞を授与する場合もある。

#### (三) 奨励賞

全県大会で優勝した者のうち、大会規模等を考慮し教育委員会において決定する。

### (2) 文化栄誉賞

#### (一) 町長賞

- イ 国際コンクール等で6位以上に相当する成績をおさめた者（チームのメンバーを含む）
- ロ 全国コンクール等で最優秀の成績をおさめた者（チームのメンバーを含む）

#### (二) 教育委員会賞

- イ 全国コンクール等で準優勝及び3位の成績をおさめた者（チームのメンバーを含む）
- ロ 全県及び東北地区コンクール等で最優秀の成績をおさめた者（チームのメンバーを含む）

#### (三) 奨励賞

郡市大会・郡市コンクール等で優勝（最優秀賞）が一人（一組）であり、かつ上位大会（全県大会・全県コンクール等）に出場し優秀な成績を納めた者、またはこれに準ずる者。

2 前項各号に該当する者で、予選を行う大会、コンクール等にあっては、最終の成績をもって授賞の対象とする。

3 特別賞 教育委員会で特に認めた個人及び団体

(特別表彰)

第3条 教育委員会は、町スポーツ又は文化の普及振興に、特に功績があったと認められる者に功労賞を授与することができる。

2 教育委員会は、前条に掲げる者の養成指導に、特に功績があったと認められる者に優秀指導者賞を授与することができる。

3 その他教育委員会が、特に認めた個人及び団体に対し、表彰することができるものとする。

(選考)

第4条 受賞者の選考は、第2条に該当する者につき、教育委員会が町内各関係機関の意見を聞いて年度毎に行う。

(賞状の授与)

第5条 授賞は、町長及び教育委員会が賞状を授与することにより行う。

2 前項の賞状に併せて記念品を贈ることができる。

3 賞状授与の機会及び方法については、その都度教育委員会において決める。

附 則

この基準は、平成25年12月24日から施行し、平成25年度該当者から適用する。

この基準は、令和3年11月30日から施行し、令和3年度該当者から適用する。

この基準は、令和4年11月22日から施行し、令和4年度該当者から適用する。